「青少年健全育成標語」を募集します

層の充実を図ることを目的として定めた 11月14日(水)に開催します。 |全国青少年健全育成強調月間 |です。 市では「青少年健全育成推進大会」を 11月は、国が青少年育成国民運動の一

「標語」を募集します。 そこで、青少年の健全育成のための

応募方法

1点を記載してください。 ○ハガキまたはハガキ大の用紙に作品

○本人が創作した未投稿の作品に限り

○一人3点が限度です

成人一般・高校生・中学生(1・2年

生)・小学生(5・6年生)

てください。 ※小・中学生・高校生は学校に提出 会館内) または学びのまちづくり課 青少年育成都留市民会議事務局(文化

応募締切 9月28日(金)

彰

点、優秀3点を11月開催の「推進大会」 部門に分け、各部門ごとに、最優秀1 で表彰します。 成人・高校生・中学生・小学生の4

品 交通事故にあったら

た場合、 加害者が全額負担することに 三者の行為によってケガをし 治療費は原則として 交通事故など、 第

治療を受けることができます。この時 の費用は国保(老人保健)が一時立て替 れたりするときは、国保(老人保健)で なっています。しかし、その賠償が遅 後日加害者に請求します。

交通事故にあったら

相手の身元を確認し、速やかに警察

署へ届け出をしてください。 治療を受けるときは 国保(老人保健)を使って治療を受け

> ている場合 で治療を受けることはできません。 紙は国保医療担当に用意してあります。 による被害届」を提出してください。用 療担当に連絡し、 る時は、必ず事前に市民生活課国保医 ○業務上のケガの場合 ○加害者からすでに治療費を受け取っ ただし、次の場合には国保(老人保健 速やかに「第三者行為

ご相談ください。 ケガの場合 ※示談をする前に必ず国保医療担当 ○酒酔い運転、 無免許運転などによる

問合先 市民生活課 国保医療担当



がありました。その話によると、 ①何気ない気持ちで、お店のものを取 ると! この間、大月署の方と話をする機会

なるそうです。 り、お金を払えばよいというものでは も、また見つかってから商品を返した だそうです。たとえ、見つからなくて でお店の商品を取ったら「どろぼう」に ないそうです。だから、おもしろ半分 これは、万引きで、窃盗という犯罪

は、窃盗罪あるいは横領罪になるそう 他人の自転車を無断で乗り回すこと ②放置されている自転車を乗り回すと! か考えてみましょう。 です。罪以前に自分の大切な自転車が なくなっていたらどんな気持ちになる 公園や道路、駅などに置かれている

いこと。

を出し合って作り、みんなで利用して ③学校などの公共物へのいたずらは! いるものです。いたずらで、図書館や 図書館や学校などは、皆さんがお金

> ましょう。 学校などの公共の物を壊したり、 ならないので「我慢」することを覚え して、物にぶつけても何の解決にも させられるそうです。ムシャクシャ るそうです。また、壊した物は弁償 書きをすると、犯罪(器物損壊)にな

④刃物を持ち歩くと!

フなどの刃物をポケットなどに忍ばせ ておくと犯罪になるそうです。 護身用のためになどと言ってナイ

こと。 です。こんな請求が来た時は、一人で が一方的に送られて来て、そのサイト ○むやみに対応して個人情報を教えな また、不審なメールが来た時は、 悩まず、家族に相談すべきだそうです。 な請求を受けている青少年が多いそう ○返信したり、電話を掛けたりしない ○興味本位で安易に開かないこと。 に安易な気持ちでアクセスをして高額 携帯電話に「大人専用サイト」の広告 また、こんな話もされました。

行しましょう。 安全で安心して暮らせることを考え実 して、守るべきルールをきちんと話し 合いましょう。そして、この都留市が 家族で、また地域で、社会の一員と

每月第3日曜日は「青少年を育む日」 毎月第一日曜日は「家庭の日」

青少年育成都留市民会議

編集委員